

「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） 許可申請の手引き」P. 47 より引用

表 3-2-3 市町村を窓口とする手続き一覧（受付事務の権限移譲対象）

移譲項目（受付事務）			根拠法令	宅造 区域	特盛 区域
許可関係					
1	許可申請	宅地造成等に関する工事の許可申請	法 12 条 1 項	●	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請	法 30 条 1 項		●
	協議 （国県等）	宅地造成等に関する工事の協議申請及び変更協議	法 15 条 1 項（法 16 条 3 項において準用する場合を含む）	●	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議申請及び変更協議	法 34 条 1 項（法 35 条 3 項において準用する場合を含む）		●
2	変更 許可申請	宅地造成等に関する工事の変更の許可申請	法 16 条 1 項	●	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可申請	法 35 条 1 項		●
	軽微変更	軽微な変更の届出	法 16 条 2 項、法 35 条 2 項	●	●
3	中間検査	特定工程に係る工事の中間検査申請	法 18 条 1 項、法 37 条 1 項	●	●
4	定期報告	定期報告	法 19 条 1 項、法 38 条 1 項	●	●
5	完了検査	工事完了の検査申請	法 17 条 1 項、法 36 条 1 項	●	●
	確認	工事完了の確認申請	法 17 条 4 項、法 36 条 4 項	●	●
届出関係					
6	届出	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出	法 27 条 1 項		●
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更届出	法 28 条 1 項		●
その他の届出関係					
7	除却の届出	擁壁等に関する工事の届出	法 21 条 3 項、法 40 条 3 項	●	●
8	転用の届出	公共施設用地の転用の届出	法 21 条 4 項、法 40 条 4 項	●	●

※上記以外（法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の届出、細則に定める届）は、県建築課に直接提出してください。